



システム論的接近と制度派経済学(3) :  
現代制度派経済学序説(3)(佐藤浩一教授還暦記念号)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 上村, 雄彦 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00001657">https://doi.org/10.24729/00001657</a>

## システム論的接近と制度派経済学(3)

—現代制度派経済学序説(3)—

上 村 雄 彦

### XII. 経済システムをどのように考えるか—IX. 3 への補論

1. 我々はIX・3において closed system (或いは semi closed system) としてとらえられた経済システムを次の様に規定した。即ち、それは複数の代数的関数によって表現せられた少数の或いは限られた範囲の変数—但しそれは変数として扱われた経済システムの内生的要因のことである—間の関連であって、そこでは多くの重要な要因(経済システム以外の各種のサブ・システムの内生的要因及び経済システムの内生的要因の一部)がデータ或いはパラメーターとして処理され、更に明示的に考慮されずモデルの背後に隠されている、がそれである。ところでこの規定には経済システムの内生的要因という概念がどうしても必要なのであるが、この概念は経済システムというものが明確に規定せられぬかぎりいまだ瞬昧さを残すものであって、我々はこの点に上記の規定の欠陥を見出していたのである。そこでこの様な欠陥を是正すべく、経済システムという概念をより明晰なるものにすることを試みることにしよう。

2. 経済システムという用語は、我々に一つの实在をイメージさせるが、このイメージをもとに我々は経済システムについての論理化を試みなければならぬであろう。けれども経済システムという用語が一つの实在をイメージさせるためには、経済システム、政治システム等々各種のサブ・システムがある程度分化しており、従って各々が相対的に独立した世界をつくり上げているという歴史的な要件が成立していることが不可欠である様に思われる。従って我々は発達した資本主義経済に即して経済システムについて我々の原初的イメージをより明晰なものとするという途をとることにするが、その際我々は相互に関連しつつ相寄って経済システムをつくりあげている要因如何という観点からこの様な作業を試みることにしたい。

3. (i) 発達した資本主義経済は内に市場機構を含んでいるから、相互に関連しつつ相寄って経済システムをつくり上げている要因として、我々は市場機構というものを見逃すわけにはいかないであろう。

(ii) 市場というものはいうまでもなく、財 (goods) つまり物財 (material goods) 並びに非物財 (non material goods) がその需要者供給者によって価格を介して取引される場という様に考えられるであろう。従って市場機構を経済システムをつくり上げている要因と考えるということは、市場で取引される各種の財、それらの価格、取引数量、それらの需要者、供給者、等々をも、相互に関連しつつ相寄って経済システムをつくり上げている要因として考えるということに外ならない。そこで、財の需要者、供給者に着目し、更に経済システムとそれ以外のサブ・システムの相互限定的関連ということにも何程か答えるべく考察を進めることにしよう。

(iii) まず、財の需要者としての政府について考えることにするが、そのためやや具体的に政府が防衛力の増強のために不可欠な様々の財の需要者として市場に立ち現われるケースをとりあげるならば、次の様な議論が可能であると思われる。即ち、①、例えば今年度どの様な種類の (兵器、人員等々の) 財をどれだけ調達するか、更にそのためにどれだけの予算=政府支出が必要であるかは既に決定せられているものとしよう、②、この様な決定は、政治システムの内部で行われるものと考えうるであろう、③、従って政府のこの様な需要の内実は、経済システムにとっては外生的要因といえる (勿論、経済システムからの様々のインプットがこの決定に影響を及ぼすことはいう迄もない)、④、けれども需要者としての政府は相互に関連しつつ相寄って経済システムをつくりあげている要因と考えざるをえないであろう、つまり特定の政府支出の大きさや内容の決定は政治システムの内部で行われるけれども、この様な予算を消化するために市場に立ち現われる政府は経済システムをつくりあげている要因ということになるわけである。

(iv) この様な議論から更に次の二点が明らかになる。即ち、①政府に限らず一般に主体 (個人、集団、組織体) と呼びうるものは各種のサブ・システムと多元的にかかわっている或いはかかわりうるということ、つまりこの場合の政府は政治システムをつくりあげている要因であると同時に、経済システムを

つくりあげている要因でもあるということ、㊦、この様な単純な事例によっても、経済システムと政治システムが共に開かれたシステムであって、それ故に開かれたチャンネルを通して、各々のアウトプットを他のシステムにインプットすることによって相互に影響を及ぼしあっていることが明らかにされるということ（この事例における政治システムのアウトプットとは国防予算そのものであり、それが経済システムにインプットされるということになるし、経済システムのアウトプットとは、例えば何らかの兵器であり、それが政治システムにインプットされることになるであろう、もっとも取引された何らかの兵器の数量、価格等は、経済システムをつくりあげている要因としての需要者である政府と供給者である企業の交渉の産物であるから、経済システムの内生的要因と考えることができるであろう、又、各々のシステムのアウトプット、従って各々のシステムへのインプットは、変数として、時間の経過の中で相互作用するものというるであろう）、がそれである。

(v) そこでもう一例経済システムと教育システムの相互限定的関連について考えることにすれば、次の様な議論が可能であろう。即ち、㊧、教育システムというものはその役割、或いは機能を果たすためには様々の財を必要としている。従ってそれらが市場において調達されるかぎり教育システム例えば特定の学校は、需要者として市場に立ち現われることになるが、それ故にそれは経済システムをつくりあげている要因というるであろう。けれども教育システムが必要とする財の種類や数量それらの調達のための予算等の決定は経済システムの外部で行われるものと考えざるをえない。従って教育システムが提示するこの様な需要の内実は経済システムにとっては外生的要因ということになるが、それにも拘らずそれを相互に関連しつつ相寄って経済システムをつくりあげている要因と考えることができるであろう（つまり、需要者として市場に立ち現われる教育システムや、その需要の内実は、経済システムの要因である）。勿論教育システムが提示するこの様な需要の内実は市場における供給者との交渉取引を介して変更される可能性があり（それが通常のケースである）この様にして最終的に決定された財の種類、価格、取引量等々は、経済システムの内生的要因と考えねばならぬであろう。㊨、教育システム例えば大学というものは、各種の教育を介して各種の能力を学生に賦与しいわば人材をつくり出すことをその役割としている。従って定められた教育年限を終了した学生は教育システムのアウトプットと考えうるであろう。しかるに教育を受けた多くの学生達は様々の労働市場を介して様々の職場に就職していく。従って教育システム（例えば特定の学校）自体が労働市場に労働用役の供給者として立ち現れることはないとしても（但し、労働市場における供給者、需要者に対する情報提供、斡旋等の様々の役割を果たすかぎり、教育システムも又、経済システムの要因ということになる）教育システムのアウトプットである学生達は労働市場に

彼等の労働用役の供給者として立ち現われることの故にそのかぎりにおいて彼等も又経済システムをつくりあげている要因ということになるであろう。この様な意味で教育システムは自らのアウトプットを労働市場に従って経済システムにインプットしているわけであるが、いう迄もなく労働市場に需要者として立ち現れる主体如何によって学生達の最終投入点は経済システムとは限らない。例えば学生達の就職先が学校である場合には彼等の最終投入点は教育システムということになるであろう。又、彼等の就職先が私企業である場合には彼等の最終投入点は経済システムということになるであろう。けれどもこの様な最終投入点如何に拘らず自らの労働用役の供給者として労働市場に立ち現われる学生は、そのかぎり、経済システムの要因ということになるわけである。

(vi) 以上で我々は相互に関連しつつ相寄って経済システムをつくりあげている要因如何という観点から考察を進めその様な要因として、まず市場機構、市場に立ち現れる各種の財の需要者、供給者、市場での交渉取引が完結する以前に供給者需要者の描いている供給、需要の内実、市場での交渉取引の給果生じる供給・需要の内実（但し内実とは、財の種類・価格・取引数量等々をいう）を抽出したことになる。又この様な考察によって経済システムの内生的要因と外生的要因の区別や経済システムと政治システムや教育システムとの相互限定的関連の一端も明らかにせられたといいうるであろう。

4. (i) 市場機構を経済システムをつくり上げている要因と考えるということは、主体から主体へ、財 (goods) を移動させる一つの様式としての交換

- (1) 財の供給者例えば企業を経済システムの要因とするということはその様な供給者が財を生産する方法つまり科学技術を体化した生産方法をも、その様な要因とするということである。そして生産方法に体化された科学技術自体は、研究システムから経済システムにインプットされたものと考えざるをえない。けれども、研究システムを経済システムから区別し独立したシステムと考えるか、経済システムのサブ・システムと考えるかは、研究システムによって異なるといわざるをえない。大学等は前者であるし、企業の研究所等は後者である。前者の場合には、研究システムから経済システムへのインプットということになるが、後者の場合には、経済システムの内部でそのサブ・システムからサブ・システムへのインプットということになる。なお次の点を指摘しておきたい。即ち、①我々は議論のこの段階では、経済システムという概念に執着しているが、後には、この概念に代えて財の生産・移動のシステムという概念を用いることにしている、②財の生産・移動のシステムという概念を用いると、上述の研究システムと経済システムとの区別等といったやっかいな問題を回避することが出来る、何故ならこの場合には大学も企業の研究所も財の生産者であり、供給者であって、財の生産・移動のシステムの要因（但し、目的、役割における区別は必要であるが）ということになるからである。

(物々交換, 貨幣を媒介せる交換) というものをその様な要因として考えることに外ならない。そして, 交換という様式を経済システムをつくりあげている要因として考えるということから, 交換の当事者, 交換される各種の財, 各種の財価格或いは交換比率, 取引数量等々をもその様な要因として考えるという帰結が導き出されることになるのである。けれども主体から主体へ財を移動させる様式としては, 交換の外に, 贈与や強制的徴集という様式も存在することに注意しなければならぬであろう。従って我々は, 主体から主体へ財を移動させるあらゆる様式つまり, 交換, 贈与, 強制的徴集を経済システムをつくりあげている要因と考えることにしたい。<sup>(2)</sup>

(ii) 贈与という様式は主体から主体への財の移動に際して贈与する主体が, 代価を求めず他者のためにしかも自らの意志で行為するということの特徴としている。しかしこの様な贈与概念は純粋な贈与を指示するものであって, その適用範囲は限られているであろう。それ故に我々は贈与ということをもう少し広く考えることにしたい。つまり, 純粋な贈与の外に, 準贈与(或いは拡大された贈与)とでもいうべきものを併わせて, 贈与という概念を用いることにしたい。準贈与ということに正確な定義を与えることは困難であるが, それは代価を求めず他者のために自らの意志で, という規定の含意を拡大解釈することで得られるものである。そして我々の念頭にある準贈与の具体的事例の一つは, 賦課方式による公的退職年金制度である。

(iii) 賦課方式による公的退職年金制度において, 何故に準贈与が行われているといえるかを以下説明することにしよう。

①, この制度にあっては, 代価を求めず他者のために, という規定を文字通り適用できない, 何故なら拠出者である生産世代は, 自らの老後のために拠出しているからである, 国家との契約に基づく代価の保証は多少とも不確実であるが自己のために代価を求めていることに相違はない, しかしこの様な代価の要求は, 明らかに交換の場合のそれとは異なる(政治的要因の介入や経済状況の変化によって遠い将来の代価の内実は変りうるわけで, 交換の場合の様な明

(2) この様に考えてくると, 経済システムという概念は, ますます不適切なものとなって来るであろう。註(1)を参照されたい。なおこの3つは基本的なものであってそれ以外の様式を追加することが出来るかもしれない。

確な交換比率というものは存在しない。勿論、拠出と給付に関する明確な規定があるからそれが交換比率に類するものと考えられるかもしれないが、この規定の長期的存続は甚だ不確かであり、一度重なる年金制度の変更を考えよ—又、国家の助成や雇主拠出を考えると、交換の場合の交換比率とは明らかに異なるものである)、従って自己のための代価の要求はあるけれども賦課方式の公的退職年金制度に対応する関係(これは社会関係である)は、交換関係ではなく、一種の贈与関係、つまり準贈与関係と考えざるをえないのである。何故ならば、生産世代は遠い将来の多少とも不確実な代価を期待しながらも、とにかく当面は非生産世代を彼らの拠出によって扶養しているということが事態の本質であるが、このことの中には明らかに他者のためにということが含まれ、しかもそれは、自己のために代価を求めるということに優位していると考えられるからである<sup>(3)</sup>(遠い将来の、多少とも不確実な代価を期待しながら、現在他者を扶養しているということは、交換というよりは、贈与に近いであろう、そしてこれは、他者のために代価を求めずという純粋な贈与概念の規定の既述した拡大解釈—つまり実質上はこの規定にかなり近いものと解釈できる—ということである)。④、賦課方式の公的退職年金制度に対応する関係が純粋な贈与関係でないということは、自らの意志でという規定を文字通り適用できぬということからも明らかである。何故ならこの制度は社会保険であり、拠出は強制されているからである。それ故この様な社会保険への拠出は、一種の租税であるということがいえるであろう。そしてこの側面に着目するときには、この様

---

(3) 勿論非生産世代も自らが生産世代のときには、この様にしてその時の非生産世代を扶養してきたのである(但し当時から今日まで賦課方式の公的年金制度が存続してきたとして)。それ故非生産世代は扶養を恩恵として受け取るのではなく権利として受け取るとはいう迄もない。そしてこの様な準贈与が長期間世代から世代へと継承されつつ行われていくわけである。更に次の点を注意しておきたい。即ち、非生産世代の扶養に必要な資金は、被保険者の拠出、雇主の拠出、国家の助成から成り立っている、故に、生産世代である被保険者のみで、非生産世代を扶養しているのではないこと、公的退職年金制度を被保険者拠出抜きで設計することも可能であること(スウェーデンのケース、但しこの場合には、我々の所論には修正が必要である)、雇主拠出は価格転嫁の故に間接税とほぼ同様の結果になること、国家助成は税金であるから、直接税或いは所得税制如何によって意味合いを異にすること等々が、それである。

な制度に対応する関係は、後に述べる強制的徴集関係ということにもなる。しかしこの場合の強制ということは、通常の徴税における強制とは多少異なるといえよう。何故なら、上述した限定下ではあるが、代価が約束されているということから、自利的な動機が働き、自発性の要素が介入していること、更には、非生産世代への扶養義務、思いやり等の、倫理的、利他的動機が働きここからも自発性の要素が介入してくること、等々がいえるからである。つまり、法的に義務づけられているという意味で強制であるが、自発性の要素が混介していることに注意しなければならぬであろう（租税の場合でも例えば福祉目的税の場合などにはこの様なことがいえるであろうが、通常の租税にあっては、用途が限定されていないから、自発性の要素介入は乏しいであろう）。それ故に、拠出の強制ということはあるけれども、賦課方式による公的退職年金制度に対応する関係は、強制的徴集関係というよりは、一種の贈与関係、つまり準贈与関係と考えざるをえないのである（自らの意志でという純粋な贈与概念の規定はここでも拡大解釈されている、つまり実質上はこの規定にかなり近いものと解釈されているのである。なお、国家は拠出者と受給者を媒介する役割を果たしているのである、いう迄もなく国家は拠出者から保険料を強制的に徴集し、それを受給者にトランスファーしているという説明は可能であるが、我々はここで、国家を媒介せる拠出者と受給者の関係の実質を問題としているのである、なお積立方式の退職年金制度やリスクプーリング機能を中心とする失業保険等の社会保険との比較については当面の議論から離れるので立ち入らない）。

(iii) ところで贈与という様式を経済システムをつくりあげている要因として考えるということは、贈与する主体、贈与される主体、贈与される各種の財や数量をも経済システムをつくりあげている要因として考えるということでもある。そこで贈与の具体的事例をもう一つ検討することにしよう。それは先進国Aの政府が低開発国Bの政府に金銭的な援助つまり贈与を行うというケースである。このとき次の様な議論が可能であろう。即ち、④、A国はB国に一定期間にこれこれの金銭的援助を行うということを決めなければならないが、この様な決定はA国の政治システムの内部で行われるであろう、⑤、けれどもこの様にして決定されたB国への援助資金が贈与の場でA国の政府からB国の政府に移動するという局面に着目すると、この様な贈与という様式、贈与主体



たるA国の政府、被贈与主体たるB国の政府、援助資金額等々は経済システムをつくりあげている要因と考えざるをえないであろう（これは交換の様式等をその様に考えるのと同じの考え方である）、②、この様な贈与が行われるということはA国の政治システムのアウトプットがB国の経済システムにインプットされたということであるが、この様なアウトプットのインプットは贈与の場を媒介することによって可能となるわけである。交換の場つまり市場というものを媒介することによってアウトプットがインプットされる事例を我々は先に考察しているが、一般的に言えば主体から主体への財の移動の様式（交換、贈与、強制的徴集）というものは、この様なアウトプットがインプットされる媒介項或いはチャンネルという様に考えられるであろう。そしてこの様な媒介項の各々は何らかの社会関係と対応しているが故に我々はその様な社会関係をも経済システムをつくりあげている要因と考えているわけであるがこの点は後述する、③、援助を受けたB国の政府は援助資金を様々の用途に活用するであろうが、例えばその国に飢餓線上にある国民が多数存在する様な場合には、この資金によって食料を輸入しそれを再び彼等に贈与するということになるであろう、従ってB国の政府は輸入市場において需要者として立ち現われるばかりでなく、飢餓線上の国民に対しては贈与の場で贈与者として（但し真の贈与者はA国の政府より正確にはA国の国民であるが）立ち現われるということになり、いずれの場合もB国の政府は経済システムをつくりあげている要因ということになるであろう。

(iv) 贈与という主体から主体への財移動の様式には状況に迫られての非規則的なものから、慣習化せられた (institutionalised) ものまで種々のレベルのものが含まれるであろう。又それは諸外国に対してのものと一国内におけるものとに区別せられるであろう。金銭的贈与の外に実物的贈与も考えられるであろう。

5. (i) 強制的徴集とは何らかの権力、例えば国家権力によって主体から主体へ財を強制的に移動させるという様式であり、国家による徴税はその典型的事例である。なお強制的ということは、命令を拒否する主体に対して何らかの制裁が用意せられており、この様な制裁の恐怖を利用して従わせるということであるが、いう迄もなく、この様な制裁を行使しうるだけの社会的勢力を徴

集主体が持っていることが前提である。

(ii) 既述の様に我々は強制的徴収という様式をアウトプットが、インプットされる際の媒介項の一つと考えておりかつ、経済システムをつくりあげている要因と考えているわけであるが、このことから、徴集主体、被徴集主体、徴収される各種の財、数量、税率等の徴集に際しての比率等々も経済システムをつくりあげている要因ということになるであろう。

(iii) そこで強制的徴集の具体例として国家による徴税をとりあげ、若干の考察を行うことにしよう。このとき次の様な議論が可能であろう。即ち、①、例えば国家が様々の形で様々の主体から租税を徴集するということは経済システムのアウトプットが強制的徴集という様式を介して政治システムにインプットされるという様に考えられるであろう、②、国家というものは様々のサブ・システムにかかわりうるわけで、経済システムをつくりあげる要因ともなりうるし政治システムをつくりあげる要因ともなりうるわけであるが、租税の徴集者として強制的徴集の場に立ち現われる国家を我々は経済システムをつくりあげている要因と考えているわけである、③、各種の税制、税率、租税額等の決定は政治システムの内部で行われるから、これらは政治システムのアウトプットということになるが、この様なアウトプットが経済システムにインプットされるためには、強制的徴集という様式の介在が不可避であろう、④、この様に強制的徴集という様式を介して、経済システムのアウトプットが政治システムにインプットされ、政治システムのアウトプットが経済システムにインプットされることになり、このシステムの相互限定的関連ということが生じてくるわけである。

6. 以上我々は経済システムについての我々の原初的イメージをより明晰なるものとするため、相互に関連しつつ相寄って経済システムをつくりあげている要因如何という観点から考察を進め、主体から主体への財移動の三つの様式、更にはこの様な様式にかかわる主体、移動される各種の財、価格、税率等の比率、数量、等々をその様な要因として抽出しえた。けれどもこの様な考察から更に次の様な議論が導出せられるであろう。即ち、①、これら3つの様式

は各々に対応した社会関係と不可分離的である、<sup>(4)</sup> ⊙、交換と不可分離的な社会関係とは、交換当事者の社会的勢力の差等がネグジリブルであり、従ってそのような差等が交換の内容に影響を及ぼさぬ場合には、利益社会的な結合関係である、⊕、贈与と不可分離的な社会関係とは共同社会的な結合関係である、⊖、強制的徴集と不可分離的な社会関係とは社会的勢力の差等に起因する上下関係である、⊗、従ってこの様な3つの様式を経済システムをつくりあげている要因と考えるということは、これらの様式と不可分離的である上記三つの社会関係をも経済システムをつくりあげている要因として考えるということを含意しているわけである、⊘、より正確に言えば、これらの社会関係は、主体が経済活動（今の場合は、財の移動）を行う際に立ち入らざるをえぬ社会関係であって、その意味で経済関係と名づけるものである（政治活動に際して立ち入らざるをえぬ社会関係は政治関係と呼びうるし、他の活動に際しても同様に論じうるであろう）が、我々は上記3つの経済関係をも経済システムをつくりあげている要因と考えているということになる、⊙、けれども更に注意しなければならぬことは、経済システムをつくりあげている経済関係は、上記三つに尽きるわけではないということである、つまり経済関係の基本型の中には、企業間の競争関係の様なある種の分離或いは争関係というものが含まれているからである、従って我々は、経済関係としてのこの様な分離関係（経済活動に際して立ち入らざるをえぬ分離関係）をも、経済システムをつくりあげている要因と考えねばならぬであろう、又次の様な限定も必要である、即ち、交換は交換当事者の社会的勢力の差等がネグジリブルであって、その様な差等が交換の内容に影響せぬ場合とそうでない場合に区別せられうる、前者の場合には、交換と不可分離的な社会関係は利益社会的結合関係と叫ぶが、後者の場合には社会的勢力の差等に基く上下関係（或いは支配従属の関係）と考えることが妥当である、がそれである、⊚、かくて我々は諸々の主体が諸々の経済活動に際して、立ち入らざるをえぬ諸々の社会関係の複合体或いはネットワークを経済シ

(4) これらの様式それ自体が社会関係であるといってもよいかもしれないが、交換、贈与、強制的徴集という用語は各々の仕方での財の移動を指示していると思われるから、本文の様に考えることにした。

システムをつくりあげている要因と考えているということになる。<sup>(J)</sup>

(J) 以下④～⑥の理解に必要な最小限の説明を与えておこう。社会関係をめぐる基本的な考察については、<sup>(5)</sup>経済社会学関連の一連の拙稿を参照されたい。

(i) 社会的勢力とは、他者を従わせる或いは他者に従われる能力のことである。又、利益社会的結合関係とは、利得損失の計算合理的な考慮を媒介せるギブ・アンド・テイクの関係である。但し、交換当事者の社会的勢力の差等が上述せる意味でネグジリブルでなければならない。

(ii) 共同社会的結合関係とは、共感(sympathy)を介しての自己と他者との一心同体化である、共感を介して他者の喜びや苦しみをあたかも自己の喜びや苦しみの様に感じ、苦しみについてはこれをとりのぞかんがため自ら(spontaneously)助けをさしのべる様な場合、そして他者からも自己に対してこの様である場合、ここには共同社会的結合関係が成立しているといえるであろう、共感を介しての自他の一心同体化、そこから自他共に他者のために行為することを「愛」と呼ぶならば、共同社会的結合関係を「愛」の関係と名付けてもよいであろう。

ところで我々の贈与概念は、純粹なる贈与と準贈与とを共に含んだものであったが、上記の様な共同社会的結合関係に対応する贈与とは、厳密には、純粹なる贈与であることには注意しなければならない、けれども準贈与の具体例としてとりあげた賦課方式の公的退職年金制度に対応する関係についても、我々はそれを、共同社会的結合関係に近いものと考えざるをえぬであろう。何故ならば、生産世代の非生産世代への「愛」という要求を欠いては、この制度自体の存続は危いと考えざるをえぬからである。確かに代価は約束されているが、それは遠い将来のことであり、多少とも不確実である(それ故自利的な動機だけではその制度の存続は危ぶまれる)、又強制ということはあるが自発性を含まぬ単なる強制だけでは、制度存続のための社会的合意を得ることはむつかしい。それ故に人々の自覚の有無に拘らず、この制度を存続させるための基礎は、生産世代の非生産世代への「愛」更には前者と後者との共同社会的結合関係であると考えざるをえないのである(勿論この要素の外に、この制度を存続せねばならぬ諸々の原因、理由が存在することはいう迄もない、例えば核家族化の進行に伴い、自力で自らの老親を扶養することがますます困難になってきているという事情からこの制度の存続を求めるということも無視しえぬものである。しかしこれとても老親への「愛」が基礎にあっての要求であろう。老親への「愛」を非生産世代への愛に転形することが必要なのである。)そしてより一般的には、生産担当層の非生産担当層(所謂社会的弱者層)への「愛」、更には両者の共同社会的結合関係、が様々の福祉制度のやはり基礎であるということをも付言しておこう。

なお、若干の点を付言しておきたい。即ち、④生産担当層と非生産担当層との間に共同社会的結合関係が成立するためには、前者の後者への「愛」の外に、後者の前者への「愛」も又必要である。つまり「愛」の相互授与ということがなければならない。⑥後者の前者

(5) これらは「経済社会学会年報VII, 経済社会学の着礎」(1985年11月) 所収の拙稿「現在の制度派経済学と経済社会学」の末尾に集録されている。

への「愛」の一つの表現は、後者の前者への感謝であろう。確かに例えば年金を受給することは拠出せるかぎりにおいて、権利ではあるが、このことと感謝ということとは別に矛盾することではない（過去において自らが老親を扶養した様に、今、自らが老親となって子供達に扶養されている場合に、このことを権利であると意識することがあっても、その様な意識だけでは、真の人間関係は生れない。そしてこの様な意識と感謝するということとは、両立しうる事柄であろう）。又もう一つの表現は、前者の能力を超えた過度の要求を控えるということである。そして前者の負担を過重ならしめず、しかも充実した制度を例えば年金制度を実現するために国家の助成や雇主負担の可能な範囲での増大、それを可能にする様な税制（垂直的再分配効果を伴う累進所得税制の強化とか福祉目的税の導入とかの）の実現を、単独で或いは前者と連帯して求めることなども、愛の一つの表現といえぬことはなからう。

(iii) 交換当事者の社会的勢力に顕著な差等があり、それが交換の内実に影響を及ぼしている様な交換に対応する上下関係は、高田博士によって、支配利益社会と名付けられたものである（高田保馬「社会関係の研究」）。マルクスが分析した資本と賃労働の関係もこの様なものである。

(iv) 諸経済関係の複合体についてのより立ち入った説明については、例えば拙稿、人間欲望と社会関係 (1) (大阪府大経済研究, 第二十四巻第三号, 昭和五十四年四月) 脚註(3)p. 1~3を参照されたい。ここには我々の研究の中間的なまとめが提示されている。なお我々は、上記拙稿（及び一連の経済社会学関連の拙稿）において、この様な諸経済関係の複合体を経済体制と名付け、その英訳を Economic System としていたが、本論稿ではこの様な諸経済関係複合体は経済システムをつくりあげている要因としてとらえられていることを注意しておきたい。経済体制という概念には種々の立場から種々の規定が与えられているから、諸経済関係の複合体を経済体制と命名することは許されることではあるが我々はコミュニケーション上の混乱をさけるため、拙稿、「現代の制度派経済学と経済社会学」(経済社会学会年報・VII, 経済社会学の着礎1985年11月, 所収されている)以来、諸経済関係複合体を経済体制 (economic system) と命名することをやめているのである。そして本論稿においては、経済システムという概念を用い（経済体制という概念の使用を回避している）、諸経済関係複合体をその要因として考えているわけである。いう迄もないがこの様な変更は、用語或いは命名上の変更であって、以前の論稿と現在の論稿との間に内容上の差異が生じているということではない。

7. 経済システムをつくり上げている要因として、更に様々の economic institutionsを加えねばならないであろう。institution とは人間の思考や行動を規定する慣習としての枠組或いは鋳型と規定しうるものであるから economic institution とは、人間の経済活動を規定し方向づける慣習としての枠組或いは鋳型ということになるであろう。例えば、経済活動を規定し方向づける様々の法律或いは法制度（租税制度, 所有制度, 社会保障制度等々多様である）は、

この様な economic institution ということになるであろう。なおこの様な法律或いは法制度は政治システムの内部で作り出されるもの（政治システムのアウトプット）であり、従って経済システムの外生的要因と考えられるが、それにも拘らず経済システムにインプットされることにより、経済システムという建物の重要な構築素材となっているものである。又政治システムのアウトプットとはいえぬ様々の economic institution（市場それ自体とか経済システムの内部で作り出された自然発生的な様々の商慣習）が実在するにも注意する必要がある。

8. institution とは人間の思考や行動を規定する慣習としての枠組或いは鋳型であるから、当然のことながら、慣習化された思考パターンや観念体系も institution ということになる。そして、この様な思考パターンや観念体系の中には経済システムという建物の構築素材とみなされねばならぬものが存在するであろう。例えば regulated capitalism の理念、福祉国家の理念、社会主義的計画経済の理念、競争社会主義の理念等々はそれらが近似的にせよ理実化されているかぎり、この様な構築素材といえるであろう。それ故、この様な思考パターンや観念体系もまた相寄って経済システムをつくりあげている要因と考えねばならない。

9. (i) 以上我々は経済システムをどの様に考えるかというテーマについて、相互に関連しつつ相寄って経済システムをつくりあげている要因如何という観点から考察を進め、経済システムについての我々の原初的イメージをより明晰なるものとするに努めてきたが、ここでこの様なシステムを経済システムと命名することは妥当であるかという問題を考察することにしよう。

(ii) 経済システムという概念を理解するためには、経済とは何か、システムとは何かという問に答えなければならない。システムについては既に明らかにされているから、経済とは何かという問に答えなければならないが、実際この問題に取り組んでみるととくに我々が明らかにした経済システムとの関連で種々の困難、矛盾が現われてくるのである。以下その点を明らかにしよう。

(iii) ①経済を物財の調達(作り出しかつ利用者の手もとにもたらすこと)と規定することは、古くからある考え方であるが、この規定と我々の経済システムの規定との間には次の様な矛盾がある。即ち、我々は市場的交換を経済シ

システムをつくりあげている要因と考えている→市場においては、物財の外に非物財も取引される→経済を物財に着目して規定すれば、非物財の市場的取引という現象は、非経済現象ということになり、市場的交換を経済システムの要因とする我々の考え方との間に矛盾が生じる（何故ならこの考え方は非物財の市場的交換を経済現象としてとらえるからである）、がそれである。故に経済＝物財の調達という規定を採用するわけにはいかない。

④そこで、経済を財調達と規定することにすれば、常識的には、例えば教育活動としてとらえられている様な事象をも、経済活動としてとらえなければならぬという別種の問題が生じてくる。例えば我々は、大学の講義で何らかの知識（これは非物財である）を学生に教えている。そして常識的にはこの様な活動は教育活動ということになる。けれどもこの様な教育活動の内実は、講義者という供給者がつくり出した財を学生という需要者に“もたらしている”ということである。つまり、財の生産・移動（或いは調達）ということが行われているわけで、この場合の財移動の様式を確定することは難しいが一種の交換と考える場合もあり一種の贈与と考える場合もあるということになるであろう。つまり、経済を財調達と規定すれば、教育活動は、同時に経済活動でもあるということになり、教育と経済の境界が曖昧になってくるし更に重要なことは経済システム、教育システム等々のサブシステムへのシステムの分割ということも困難になってくる。それ故に、経済＝財調達という規定も採用しにくいものである。教育を例にとったこの様な説明は、種々のケースについて可能であろう。

⑤経済を節約（economy, 最小の犠牲で最大の効果をあげるということ）ととらえる考え方も流布しているが、節約ということは、経済以外の領域でも重要な意義を帯びていることの故に、常識的には、経済以外の行為と考えられているものをも、経済行為と考えねばならぬということになってくる。つまりこの場合にも、経済と経済以外の事柄との区別が曖昧になってくるのである。故に経済に節約という規定も採用できぬことになる。

(iii) 経済の規定には、種々のものがあるが、どの規定にも、難点があるとするれば、経済システムについての規定も又、この様な難点をかかえこむことになるであろう。つまり、経済システムという概念はこの様な理由で、どこまで

も曖昧であるということになるのである。そして、このことは、全体社会システムを、経済システム、政治システム、教育システム等々の各種のサブ・社会システムに分割しようという考え方にも影響を及ぼすであろう。

(iv) この様な次第で我々はどこまでも曖昧さを残す経済や経済システムという概念にこだわらずに、我々が今迄経済システムと呼びそのイメージを明晰にしようと努めてきたシステムに、その内実を考慮しつつ、別個の名称を与えることが妥当であると考え、ここでこの様なシステムについて要約することにしよう。

(v) 相寄してこの様なシステムをつくりあげている要因如何という観点から考察を進めてきたので、以下この様な要因を列挙することによって、要約としたい。即ち、①交換，贈与，強制的徴集という主体から主体への財移動の基本的様式（これ以外の様式を追加してもよい）②この様な様式を介して財を移動させる財の生産者或いは供給者，それに需要者という主体（財とは，物財非物財であるが，いう迄もなく，消費財，資本財，原材料，労働力等の生産用役貨幣や金融商品が含まれている）③科学技術を体化した財の生産方法，④移動する各種の財，その数量，価格，税率等の比率，⑤財の生産移動に際して立ち入らざるをえぬ結合，分離，上下といった社会関係，従ってそれらの複合体，⑥財の生産，移動にかかわるインスティテューション（インスティテューションとしての思考パターンや観念体系を含む），がそれである（更に追加しなければならぬ或いは明示的に述べなければならぬ要因があるであろうが，主要なものはこれで尽きているであろう）。

(vi) 以上より我々が当初経済システムと呼んだシステムのイメージはより明晰になったと思われるが，ここで，この様なシステムを，財の生産・移動のシステムと命名することにしよう。そして引き続き，この様なシステムをサブ・システムに分割するための一つの考え方について若干の説明を与えることにしよう。

(vii) 財の生産・移動のシステムというものを構想するにあたって，我々が重視した観点は，財をつくり出すこと，つくり出された財を主体から主体へ移動する（もたらす）こと，更に移動した財を利用すること（これが財をつくり出すことに結びつくかぎり）であるが，“つくり出された財”には種々のも



のがあり、移動の仕方にも種々のものがあることはいうまでもないであろう。そこで、財の種差、移動の様式の種差に着目して、このシステムを若干のサブ・システムに分割することが出来るであろう。このとき例えば、次表の様な分割が可能となる。或いは、財の種差を無視すると、交換システム、贈与システム、強制的徴集システムという三つのサブ・システムに、財の生産・移動のシステムは分割されることになる。

財移動の様式 財の種類	交 換	贈 与	強制的徴集
物 財	A	B	C
非 物 財	D	E	F

10. (i) ここで当初の問題にもどることにしよう。我々が、経済システムをどの様に考えるかというテーマにとり組んだ本来の理由は、経済システムを closed system 或いは semi-closed system として論理化するという伝統的経済学の closed model approach へのKapp や Myrdal の批判をより明晰に理解することであった。Myrdal の所謂 closed model approach とは、我々の解釈によれば、経済システムの内生的要因のみを変数として含んだモデルを構築するという手法であるが（このことは、経済システムを分析上 closed system 或いは semi-closed system とみなすということである）この解釈の難点は経済システムという概念を曖昧なままにとどめているということであった。そこでこの難点を克服すべく、経済システムをどう考えるかというテーマにとり組むことになったのであるが、我々が明らかにしえた経済システムは、財の生産・移動のシステムというものであった。そこで経済システムに代えて、財の生産・移動のシステムという概念を使い Myrdal の所謂 closed model approach を再規定すると次の様になる。即ち、財の生産・移動のシステムの内生的要因のみを変数として含んだモデルを構築するという手法、がそれである（いうまでもなく、この様なシステムは closed system 或いは semi-closed system とみなされ、このシステム以外のシステムの内生的要因はすべてデータ或いはパ

ラメーターとして処理されることになる)。けれども、財の生産・移動のシステムとは、かなり包括的なシステムであるからこの概念を使った上記の再規定によっては Kapp や Myrdal の批判をとらえそこねるということになるであろう。或いは、上記の様にとらえられた closed model approach であれば、彼等は逆にそれを評価するかも知れぬであろう。

かくて、closed model approach を規定する上で不可欠な、経済システムの内生的要因という概念における経済システムとは、財の生産・移動のシステムではなく、そのサブ・システムでなければならぬことが明らかになる。そしてその様なサブ・システムとは 9.(vii)で示した財の生産・移動のシステムのサブ・システムへの分割に照らすとき、財の移動の(市場的)交換という様式を軸にしたシステムと考えざるをえないのである(伝統的経済学の構築したモデルに含まれている変数から判断してそう考えざるをえない)。そこでこのサブ・システムを交換システム或いは市場システムと名付けるならば、当初に予想した様に Kapp や Myrdal は、この様なシステムの内生的要因のみを変数として含んだモデルを構築する手法を closed model approach として批判していたことが、明らかとなるのである。

(ii) 最後に次の点を指摘しておこう。即ち、我々は今迄全体社会システムを経済システム、政治システム、教育システム等々のサブ・社会システムの相互限定的関連と規定していた。卒直に言ってこの規定は、サブ・社会システムの各々についての明晰な規定なしに与えられているから、曖昧さを残しているといえるであろう。勿論我々はこのことの故にこの規定が無意義であるとは思わないし、捨てるつもりはないが、我々はこの章での考察によって、財の生産・移動のシステムというかなり包括的なシステムを明らかにしえたわけである。そこで、全体社会システムと、財の生産・移動のシステムとの関連ということ

(6) 拙稿、システム論的接近と制度派経済学(1)―現代制度派経済学序説(3)―、大阪府大、経済研究、第三十二巻、第二号(昭和六十二年一月)、p.48参照。

(7) 経済システムと、政治システム、教育システム等の境界が明瞭であることが、全体社会システムの我々の様な規定には不可欠であるが(経済=財調達という規定から発生する問題についての本文の説明を想起されたい)、例えば、経済システム=市場システムと規定するならば、この問題はかなり(それでも境界の曖昧さは残る)軽減されるであろう。

が問題となってくるが、明らかなことは、ある範囲で前者を後者の視点から解剖することが出来るということである。その理由は次の様である。即ち、例えば政治システムは、その内部で様々なアウトプットを“つくり出して”おりそれを何らかの様式を介し他のサブ・社会システムにインプットしている、教育システムやその他のサブ・社会システムについてもしかりである、そしてこの様なアウトプットのインプットとは、財の生産・移動ということと関連しているわけであるから（例えば国防予算の内実は政治システムのアウトプットであるが、これが市場システムにインプットされる、そしてこのインプットがなければ兵器等の財の生産・移動は生じぬであろう）この様なサブ・社会システムは財の生産・移動のシステムの一環を形成しているといいうる、がそれである。換言すれば我々は一つの考え方として各種のサブ・システムの相互限定的関連をサブ・システムからサブ・システムへのアウトプットのインプット或いは財の生産・移動（自然環境の破壊については、アウトプットは bads ということになる、財の生産・移動のシステムの副産物としてのアウトプットが bads であるがそれが自然系にインプットされるということが問題とされねばならぬからである）ということを手掛りにして、明らかにしうるのではないかということ述べていることにもなる。しかし、この様な問題にここでこれ以上立ち入ることは差し控えたい。

(続く)